

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日のときは、
その翌日とする)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退

保安林の指定

◇ 告 示 行政書士試験の合格者

あん摩マッサージ指圧師試験等の実施

告 示

鳥取県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
植木歯科医院	米子市諏訪五一五	昭和五十九年十二月二十日

鳥取県告示第六十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
財団法人恵仁会 薬局	米子市加茂町二丁目二六	昭和五十九年十二月二十日
有限会社池田薬 局生活センター 千代水店	鳥取市安長二四八一	昭和六十年一月十六日

鳥取県告示第七十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退の申出があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条第二項の規定により告示する。

昭和六十年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予告期間終了の年月日
財団法人恵仁会 薬局	米子市西町三六一	昭和五十九年十二月十九日

鳥取県告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和六十年一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

倉吉市葵町字惣田山三四三五・三四三八（以上二筆について、次の図

に示す部分に限る。）、三四四二から三四四四まで、字亀岩三四五六、三四五七の一、三四五八、仲ノ町字長谷坂三四五九、みどり町三五一四

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

図 示

昭和59年10月28日に実施した昭和59年度行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和60年1月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

坂本賢一	松本秀和	佐々木茂子
伊田美津保	田口真佳	後藤先惠子
手嶋正臣	谷口眞一	濱高畑博好
谷口弘人	安村居儀	山下敏夫
出谷純子	組上隆司	今田治教
谷本秀樹	井上智美	

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

昭和60年1月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

あん摩マッサージ指圧師試験

学科試験 昭和60年2月12日（火）午前9時から

実地試験 昭和60年2月13日（水）午前9時から

はり師試験及びきゆう師試験

学科試験 昭和60年2月12日（火）午前9時から

昭和60年2月13日（水）午前9時から

実地試験 昭和60年2月13日（水）学科試験終了後

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂、第15会議室及び第16会議室

3 受験願書受付期間

昭和60年1月24日（木）から同月30日（水）まで（郵送の場合は、昭和60年1月30日（水）までの消印があるものは有効とする。）

4 その他

受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話番号0857-26-7190）へ問い合わせること。